

# 健康福祉常任委員会要点記録

日 時： 令和7年9月11日（木）  
午前10時00分～午前11時37分  
場 所： 第一委員会室

出席委員 (5人)	委員長	きりき 優	副委員長	中島律子
	委員	橋本由美子	委員	折戸小夜子
	委員	本間としえ		

出席説明員	健幸まちづくり担当部長 健幸まちづくり担当課長事務取扱	林 亜衣子	
健康福祉部長 (兼) 福祉事務所長	伊藤重夫	保健医療政策担当部長 (兼) 子ども青少年部参事	本多剛史
福祉総務課長	松崎亜来子	生活福祉課長	関 隆臣
健康推進課長 (兼) 健康センター長	原島智子		
高齢支援課長	五味田福子	障害福祉課長	平松涉
発達支援担当課長 (兼) 教育センター副参事	相良裕美		
教育協働担当課長	野原敏正		

## 案 件

件 名		審 査 結 果
1	所管事務調査について	了承
2	行政視察について	了承
3	特定事件継続調査の申し出について	了承

## 協 議 会

件 名		担 当 課 名
1	多摩市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の方向性について	健康推進課
2	多摩市非課税世帯等エアコン購入費助成事業の実施状況について	福祉総務課
3	保護司会サポートセンターの移転について	福祉総務課
4	多摩大学自殺対策連携事業中間報告について	福祉総務課
5	生活困窮者自立相談支援事業等の実施状況について	福祉総務課
6	不足額給付金・令和6年度住民税非課税世帯物価高騰支援給付金の概要と実績について	福祉総務課
7	令和6年度 生活保護費返還金の状況について(報告)	生活福祉課
8	内閣府S I P 令和7年度前半の取組状況及び後半の取組について	健幸まちづくり担当 高齢支援課 道路交通課
9	高齢者スマートフォン購入費助成事業の実施について	高齢支援課
10	特別養護老人ホーム「和光園」の移転建て替えについて	高齢支援課
11	令和6年度 多摩市における障がい者就労施設等からの物品等の調達実績について	障害福祉課
12	多摩市立諒訪複合教育施設内における学びの多様化学校及び発達支援センターの一体整備について	発達支援担当 教育指導課 教育センター

午前10時00分開議

○きりき委員長 ただいまの出席委員は5名である。

定足数に達しているので、これより健康福祉常任委員会を開会する。

○きりき委員長 本日配付された委員会及び協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。

本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿つて進めさせていただく。

日程第1、所管事務調査についてを議題とする。

この際暫時休憩する。

午前10時02分休憩

午前10時03分再開

○きりき委員長 休憩前に引き続き委員会を再開する。

休憩中に所管事務調査についてご意見を伺ったところ、健康福祉常任委員会において重層的支援体制の整備についてを所管事務の調査事項として意見がまとまった。

お諮りする。本委員会は2年間のテーマを所管事務調査と位置づけることとし、調査事項は、重層的支援体制の整備について、調査目的は、6月17日の健康福祉常任委員会協議会において決定したとおり、社会のあり方が変わり、それに伴って市民生活が変化する中で、既存の制度では支援を届けられない複雑化・複合化する課題や制度のはざまにあるケースにも対応していくため、令和2年社会福祉法改正で創設された重層的支援体制事業の整備状況や今後の課題について調査・研究する。調査方法は、委員会での議論、視察及び意見交換、調査期間は、委員の任期中したいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 ご異議なしと認める。では、そのように決定する。

日程第2、行政視察についてを議題とする。

本件について、6月の委員会では、2年間のテーマである重層的支援体制の整備についてを調査・研究するため、視察を実施すること及び視察先や日程等について意見交換を行った。その後の調整の結果、愛知県長久手市及び愛知県稻沢市へ行政視察に伺うこととした。よって、委員の派遣について議長に申し出をしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 ご異議なしと認める。それでは、別紙の

委員派遣承認要求書（案）のとおり、委員の派遣について、日程は10月8日から10月9日までの2日間、場所は8日が愛知県長久手市、9日が愛知県稻沢市である。目的は、所管事務調査に位置づけた重層的支援体制の整備についての議論を進めるに当たり、先進事例である長久手市及び稻沢市の重層的支援体制整備事業について調査するためである。経費は約26万円である。

以上の内容で、委員の派遣について議長に申し出をしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 ご異議なしと認める。では、この内容で申し出することに決定した。

日程第3、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。本件は別紙のとおり申し出ることにしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

この際、暫時休憩する。

午前10時06分休憩

(協議会)

午前10時07分開議

○きりき委員長 ここで協議会に切り替える。

では、協議会1番、多摩市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の方向性について、市側の説明を求める。

○原島健康推進課長 多摩市新型インフルエンザ等対策行動計画は平成26年10月に策定したものであるが、このたびの新型コロナウイルス感染症の対策を踏まえて改定することになっているので、今後のスケジュール等についてご報告させていただく。

資料をご覧願う。改定の経緯・目的になるが、先ほど申し上げたように新型コロナウイルス感染症の対策を踏まえ、昨年7月に政府行動計画が抜本改定されている。それを受け、本年5月、東京都の行動計画についても改定されている。これらに基づいて市区町村においても来年7月までに現行計画の改定が求められている。こちらのインフルエンザ行動計画であるが、策定根拠は新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づいて策定するものになる。こちらの行動計画の目的であるが、新型インフルエンザ等感染拡大の抑制、市民の生命及び健康の保護、3点目として市民生活及び市民経済に及ぼす影響の最小化を目的として策定されている。こちらの大きな目的については変更がな

く、この目的に沿って改定を進めていきたいと考えている。

2、新型インフルエンザ等対策特別措置法上必要な策定プロセスについては、必要な手続を踏まえて改定を行い、議会にも進捗状況等報告しながら進めたいと考えている。

3、計画に定めるべき事項について、こちらの計画については新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、2点目として、3つあるが新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供、住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等の蔓延防止に関する措置、生活環境の保全その他住民の生活及び地域経済の安定に関する措置といったようなことを掲げるとともに、新型インフル等対策を実施するための体制に関する事項、他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項を定めなければならないとなっている。現行計画でもこのあたりを定めている部分があるが、今回の新型コロナウイルス感染症対策として実際どういったことを行ったかも踏まえて改定を行っていきたいと考えている。

改定スケジュールであるが、本日、今後の改定のスケジュールや方向性を常任委員会で報告させていただき、年内から年明けにかけて素案を内部で協議させていただく。3月から4月にかけてパブリックコメントを実施し、5月に原案を決定する予定になっている。6月に原案が固まった段階でこちらの協議会にも報告させていただきたいと考えている。これらのスケジュールで、政府から求められている7月までの改定作業を完了したいと考えている。

資料の次ページを見ていただきて、どういったことを踏まえて改定に当たっていくかということで、現行計画は先ほど申し上げたように平成26年に策定していることもあり、先般の新型コロナウイルス感染症のように急速に感染が拡大し影響が増大しつゝ長期化するような感染症にはなかなか想定し切れなかったということで、この計画どおりに対策が進められたかというと、その場その場でいろいろ考えながらやっていった、計画の内容が十分でなかったというような反省点がある。したがって、こういったことも踏まえつつ、政府等の行動計画を踏まえてその内容に合致するようなものにするとともに、新型コロナ対策の知見・経験の反映といったところでは、医師会等関係機関との調整、有事の際の府内実施体制の整備、あとは特に南多摩保健所管内の自治体との連携もコロナ禍のときには非常にあったので、そういった内容も盛り込んでいきたいと思っている。あとは市民の方への情報共有、リスクコミュニケーション、また平時からの保健師等の人材育成、訓練等の充実を計画

にも反映していきたいと考えている。

7、参考では、現行計画から大きく変わる点ということで、発生段階が政府行動計画等でも現行計画から大きく見直されているので、市もこちらに準じて準備期、初動期、対応期と3期に分けて計画を改定していきたいと考えている。また、対策項目を現行計画よりも何点か拡充させるということで、特に赤字で記載させていただいているが、こういったところが現行計画より拡充されるないしは内容が変更になることを示させていただいているのでお読み取りいただければと思う。説明は以上である。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

2番、多摩市非課税世帯等エアコン購入費助成事業の実施状況について、市側の説明を求める。

○伊藤健康福祉部長 松崎福祉総務課長からご説明をさせていただく。

○松崎福祉総務課長 それでは、資料をご覧願う。2ページ目から説明をさせていただければと思う。事業スケジュールについて報告する。6月5日に開設した訪問予約の受け付けに関して、コールセンターでの受け付けは9月16日が受付最終日となる。また、6月10日から開始している市職員による訪問調査に関しては、原則9月30日をもって調査を終了する。万が一駆け込み需要等の状況によって9月末までに訪問調査が終了することができない場合は、10月第1週目を目安に訪問調査を実施し、完了したいと考えている。表の事業スケジュール、赤い線は今日の日にちを示したものであり、スケジュール全体がここまで進んでいることを表させていただいた。

続いて3ページ目をご覧願う。訪問予約の件数である。9月5日時点での訪問予約件数は797件であった。多い週は1日50件ほどで訪問予約数が増加していたところがあるが、その後下落し現在は1日4～5件程度で、予約増加は止まっているような状況である。

次のページをご覧願う。訪問件数、認定件数、認定理由についてである。コールセンターでの予約受け付け時にエアコンの設置状況等の聞き取りを丁寧に行っているところから、訪問調査件数に対する認定率は高く、9割を超えているところである。主な認定理由としては、製造から15年を経過したエアコンのみを所有する世帯が最も多く、認定理由の8割を占めているところである。具体的な訪問件数や認定件数、そして認定理由の内訳は表をご覧いただければ

と思う。

では、次のページをご覧願う。決定件数、支給決定金額についてである。こちらは、市職員によるエアコンの訪問調査が終わった後、ご自身で購入していただいて設置し、その後助成金の申請をしていただくという流れになっている。現在、9月5日時点では306件の支給決定を行っているところである。支給決定金額は2,964万8,710円。予算の消化率としては現在約33%となっている。下に円グラフを書かせていただいているが、このうち67%が市内の協力事業者で購入するという事業者の代理受領を皆様にご利用いただいているところである。

続いて、次のページをご覧願う。今後の予定である。冒頭申し上げたとおり、今後の予約の受け付けは9月16日で終了する。コールセンターが終了した後は、自動応答メッセージで周知をさせていただき、何か問い合わせがあった場合は福祉総務課で受けさせていただく。2番目の訪問調査についても、冒頭述べたとおり9月30日をもって終了する予定である。3番目、申請リマインドについてであるが、訪問調査が完了して助成対象であると認定された世帯のうち、一定期間を経ても申請がない世帯がある。特に6月7月、そういった世帯には改めてこちらから勧奨ということで購入の設置期限のご案内、申請期限のご案内を載せた案内状を送らせていただいているところである。引き続き案内は行わせていただき、購入・設置期限の10月31日、そして申請期限の11月28日までに皆様に対応していただくようご案内していきたいと思っている。説明は以上である。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。橋本委員。

○橋本委員 この間私は補正予算の討論で申し上げたが、15年という一定の制限があるが、能力が落ちていて今年はこれではだめであるという場合、来年以降当然それがまた15年というところに入ってくるが、今後の見通しとして、初期の設置のようにたくさんの方がということはないが、当然来年の夏も暑い中で古くなったエアコンで過ごす方が一定数は出てくる。その辺のところをどう考えておられるのか。

○松崎福祉総務課長 今年度実施しているエアコンの購入費助成事業については今年度単年度のみで考えており、次年度も実施の意向は今のところない。

○橋本委員 今のところ次年度については計画の中にはないというのは今の制度からしたらそうであるが、今後も継続的に、今年度だけ暑いのだったらそれでよいが、多分もしかしたらもっとひどい猛暑がということになると思うので、

全体の事業の趣旨からしたら、その人たちに対応できるようなものを考えていただきたいという要望である。

あと、調査でOKをもらったが、お独り暮らしの都営住宅にお住まいの方で、入院をされていて非常に不安定で、購入の希望はあっても10月31日までに積極的にそれをやれないかもしれないというご相談を受けているが、これはどのように考えたらよろしいか。

○松崎福祉総務課長 基本的にはまず所定の日にちをルールとして皆様にご案内させていただいているので、その範囲で実施していただきたくお願いしたいと思っている。

○橋本委員 相談された私も、年度の予算という約束事はわかっているので、ご家族や遠いご親戚にでも相談して、せっかくOKをもらって、15年以上たっているエアコンで何とか過ごしている方であるので、10月31日までというご紹介はしているが、ご年配の方であるので、そういう事情のある方もおられるということだけ、この場では申し上げておく。

○きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

3番、保護司会サポートセンターの移転について、市側の説明を求める。

○松崎福祉総務課長 それでは、資料をご覧願う。保護司会サポートセンターの移転について報告をさせていただく。

概要をご覧願う。こちら令和5年1月1日より、日野・多摩・稻城地区保護司会がサポートセンター高幡台を現在使用しているが、3年間の期限付きで日野市から貸し出しを受けていたところである。使用期限が令和8年3月末を迎えるところである。そのため今後の使用先について保護司会、日野市、稻城市、多摩市で調整を行ったところである。その結果、多摩市総合福祉センター403号室へ移転することとした。なお、その貸し出し期間については、令和13年度から総合福祉センターの大規模改修が予定されていることを踏まえ、令和13年3月までとしたいと思う。

2番目、これまでの経緯を書かせていただいている。こちらは長らくサポートセンター百草台を使用させていただいているが、学校の老朽化に伴いこの施設を使用することができなくなったということで、令和4年12月にサポートセンター高幡台へ引っ越しをしていたところである。そちらが先ほど述べたとおり令和8年3月末をもって使用期限を迎えるため、令和7年1月から多摩市総合福祉センター、関係機関等々と調整し、今年5月に次期移転先として多摩

市総合福祉センター403号室にすることを決定したところである。

今後の施設使用に当たっての費用負担を3番目のところに書かせていただいているが、現在保護司会・保護観察所・日野市・稻城市・多摩市で移転に伴う費用や諸費用に関して検討中である。また、今後発生する必要経費に関しては令和8年度当初予算で計上予定であるが、こちらについては保護司会・保護観察所・日野市・稻城市・多摩市でどのように分担していくかも考えていきたいと思っている。

次、今後のスケジュールである。現在令和7年9月、保護司会と保護観察所、日野市・稻城市・多摩市と総合福祉センターの諸室使用に係る賃借料等の協議を進めているところである。最終的にこちらの取り組みを進め、入居はいつかというところでは、令和8年5月に使用開始ができるよう諸施設の準備を進めていきたいと考えている。説明は以上である。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

4番、多摩大学自殺対策連携事業中間報告について、市側の説明を求める。

○松崎福祉総務課長 それでは、資料をご覧願う。こちらは多摩大学との大学連携事業で自殺対策の取り組みを進めているところである。そちらの中間報告について報告させていただく。

1の趣旨をご覧願う。令和6年度から大学連携事業として自殺率減少に向けた取り組みを共同検討するという内容で、多摩大学の経営情報学部新井崇弘専任講師との連携を開始しているところである。こちらは若年層が自殺に至る原因を把握し、自殺防止に向けた取り組みを検討、結果を学生から市長に提言していただくものとしている。今回、進捗状況として中間報告の内容を報告させていただく。

2、取り組み内容であるが、子ども自身が自殺を予防する行動が取れる力を身につけることを目的に、これまで毎年度市内中学校において、中学1年生向けの自殺予防小冊子を授業等で紹介していただき、併せて冊子の感想や悩みや不安に対する対処法について、生徒の皆様にアンケートにご協力をいた大体ただいでいた。毎年度積み上げてきたアンケートの集計結果、平成26年度から令和5年度分の分析を多摩大学経営情報学部の学生に行っていただき、その分析結果を踏まえて、学生の立場から、若年層を中心とする自殺防止に向けた取り組みを提言していただくという

ことで今取り組みを進めている。四角の枠の中である。中学1年生向けの自殺予防冊子アンケートの内容の主立ったものを書かせていただいているが、生徒の皆様には匿名で回答をいただいている。設問に関しては、最初、Q1を読ませていただくが、あなたは今まで「心がつかれてしまった」と感じた経験はありますか？（「ある」の場合→それはどんなことでつかれてしまった時ですか？）ということで、こちらは最初はありますかで、イエス・ノーでお聞きするが、次は具体的なことをご自身に書いていただくようなアンケートを実施している。そういった設問を重ねていき、アンケート調査に協力をいただいているところである。こちらの進捗状況であるが、令和6年9月からスタートを開始し、令和7年6月に多摩大学から中間報告の提出をいただいたところである。現在、アンケートの集計については分析を継続している。

次のページをご覧願う。中間報告の内容であるが、自殺や自殺未遂に至る前のストレスや人間関係といった水面下の問題に対処することが重要であるという観点から、中学1年生向けの自殺予防小冊子のアンケートの回答からお子様たちのストレス、人間関係の問題などメンタルヘルスの状況を分析し、対策に活用する。そういった目的を持ち、アンケートの回答の表記の揺れを修正する作業を経て設問ごとにワードの出現頻度の分析をしている。

四角の枠の中に少し小さいもののワードクラウド例の図が載っていると思うが、このように一番大きな内容が文字が大きくなつて出てくるようなところで分析を進めている。分析結果の例をQ1について読ませていただくが、あなたは今まで「心が疲れてしまった」と感じた経験はありますか？という問い合わせに関しては、「友達」「勉強」というワードが2017年から2023年を通して出現頻度が比較的高かった。「部活」というワードは2017年から2019年と比較して2020年以降は出現頻度が低下していった。これはコロナ禍の影響で部活による負荷が減った可能性がある。このような形でワードの出現率を見ながら、どういった傾向が見られるかというところで今分析を進めている。

5、今後の予定である。令和7年5月、分析結果を踏まえた提言内容の検討を進めていただき、またこういった分析を市長にも説明していただきながら令和8年3月に市長提言を実施していただき、4月以降提言をもとに学生と一緒に施策の検討をスタートしたいと考えている。このような取り組みを今進めているところである。説明は以上である。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

5番、生活困窮者自立相談支援事業等の実施状況について、市側の説明を求める。

○松崎福祉総務課長 それでは、資料をご覧願う。生活困窮者自立相談支援事業の実施状況について報告をさせていただく。

1、しごと・くらしサポートステーションの相談状況である。一番右側の数字をご覧願う。令和7年度7月末時点であるが、新規相談者数は75件、生活保護へつないだ件数は9件となっている。前回6月に報告させていただいたときよりも、新規相談者数は57件ふえている。生活保護へつないだ件数は6件増の状況であった。

(2)相談延べ件数の推移であるが、折れ線グラフが昨年度のものであり、棒グラフが今年度のものとなっている。7月に相談件数が伸びているようなところである。イに関しては、令和6年度相談延べ件数と方法の内訳・前年度比較の表である。

続いてのページをご覧願う。新規相談の内容である。こちら令和7年5月から令和7年7月までの3か月間の状況を棒グラフで示しているところであるが、相談実人数は57人おられた。課題の累計としては130件あった。

やはり相談として多くなっているのが収入・生活費に関する事項、こちらが前回6月に報告させていただいた時期と数字はおおむね変わらず50%を超えているようなところである。そのほか、住まいに関する事項や家賃やローンに関する事項などの相談が多くなっているところである。

(4)住居確保給付金に関しての給付実人数の推移である。こちら短いオレンジ色の棒が令和7年度の実績である。一番下に米印で書かせていただいているが、令和7年4月から制度を開始した住居確保給付金の転居費用の補助の利用実績を加えているところである。こちらの説明は以上とさせていただく。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

6番、不足額給付金・令和6年度住民税非課税世帯物価高騰支援給付金の概要と実績について、市側の説明を求める。

○松崎福祉総務課長 それでは、不足額給付金・令和6年度住民税非課税世帯物価高騰支援給付金の概要と実績につ

いて報告をさせていただく。

1番目は、低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付金）の制度概要と実施状況である。こちら皆様ご承知のとおり物価高騰対策やデフレの脱却のための一時的な措置として令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、給付事業を実施しているところである。

(2)事業内容と対象者数であるが、令和7年8月27日に通知を発送させていただいているが、26日時点の数字で1万6,087人が通知発送の対象者となっているところである。

(3)不足額給付の概要であるが、こちら冒頭説明させていただいたが、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として行われた定額減税と調整給付金、昨年度実施しているが、その合計額が定額減税可能額を下回った方々に対して、その差額を給付するという内容である。②③にそれぞれ対象者の方、そして支給方法を書かせていただいているが、支給方法に関してはこれまでどおり基本的に手続の簡素化を図っていきたいと考えており、公金受取口座登録をされていると市が確認できる方に関しては申請不要の支給通知書というプッシュ型の支給を行っていく。公金受取口座の登録をされていない方や、令和6年中に多摩市に転入された方などに関しては、確認書や申請書を送付しているところである。

次のページをご覧願う。給付額に関しては、④に書かせていただいているが、定額減税とその方が受け取った調整給付金の額によってそれぞれもらう額が異なってくるところである。したがって、こちらIの(ア)と(イ)に書かせていただいているが、所得税分の定額減税可能額から令和6年分の所得税額を差し引いたもの、また差し引き、(イ)で個人住民税所得割分定額減税可能額から令和6年度分個人住民税所得割額を差し引くといった、それぞれの対象者の方の所得状況、調整給付金の状況によって金額が変わってくるような状況である。

スケジュールに関しては、ちょうど今真ん中の9月中旬の時期に入ってきており、初回支給に向けた手続を進めているところである。10月31日に申請書の受け付けを終了し、11月14日に確認書申請書の受け付けを終了、そして12月末には支給終了といった流れで進めていく。

続いて、次のページをご覧願う。2、令和6年度住民税非課税世帯物価高騰支援給付金（3万円）、こども加算（2万円）を実施してきたところであるが、こちらの制度に関しては真ん中あたりの(3)をご覧願う。給付額・対象

者数・支給数等の実績を書かせていただいているが、これらぞれ3万円の給付金並びに子ども加算に関しては支給を完了しているところである。最終的に3万円給付金に関する支給する世帯は1万5,410世帯であった。こども加算については1,158人の方に給付を実施したところである。説明は以上である。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では、7番、令和6年度 生活保護費返還金の状況について（報告）について市側の説明を求める。

○伊藤健康福祉部長 それでは、令和6年度生活保護費返還金の状況についての報告になるが、担当課長の関生活福祉課長から説明をさせていただく。

○関生活福祉課長 そうしたら協議会資料7をご覧願う。令和6年度生活保護費返還金の状況について報告をさせていただく。

初めに、令和6年度の調定、返還、不納欠損、未済状況について、過年度債権の繰り越しは2,093件、約3億6,200万円となっている。また、令和6年度発生債権の繰り越しは443件、約4,000万円となっている。合わせて2,536件、約4億300万円が令和7年度に繰り越しとなっている。過年度と比べて、債権発生件数や理由に特筆すべき変化はない。

次に、令和6年度の返還率になる。返還率発生根拠別にそれぞれの返還額と返還率を記載している。2ページ目、3ページ目には、法63条の返還金と法78条の徴収金のより詳細な内訳と、過去5か年の返還率等を記載している。本来一括納付が原則であるが、既に費消してしまい手持ち金がない場合などは分割納付も認めているところである。受給中のケースの方に対しては、ケースワーカーから継続的に納付指導を行っているところであるが、本人の同意がなかなか得られない困難なケースが多いところである。

続いて、不納欠損になる。令和6年度は116件、約2,000万円の不納欠損を行った。不納欠損の対象となった債権者のうち約80%が既に生活保護を廃止となっている。生活保護廃止の債務者については、所在調査等を行い、定期的に督促、催告を実施しているが、分割納付等の誓約が取れないまま時効を迎てしまうケースが多い。

最後に、生活福祉課における対応である。以下、記載しているところではあるが、生活福祉課では法令等に基づいた債権管理を行っている。生活保護費の債権という性質上、

資力がない債務者が多く、生活に支障がない範囲での納付指導となるため、なかなか完納とならないケースが多いのが現状である。しかしながら、定期的に督促状等を送付することでそれまで応答がなかった債務者が一括で返還する場合もあるので、継続的に事務を行う効果を感じているところである。引き続き適正な債権管理に努める。報告は以上になる。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

8番、内閣府SIP 令和7年度前半の取り組み状況及び後半の取り組みについて、市側の説明を求める。

○林健幸まちづくり担当部長 それでは、協議会の8の横向きのサイドブックスの資料をご覧いただければと思う。内閣府SIPということで、戦略的イノベーション創造プログラムは令和6年度から本市において実証等に協力しているモビリティ等の開発の取り組み状況というところでご報告をさせていただくものとなる。

資料の冒頭7ページ目までは、以前もご紹介をしている公設的コミュニティプラットフォームの構築の体制などについての記載となっており、今回は割愛をさせていただければと思う。

飛ばさせていただいて、8ページ目からご覧いただければと思う。こちらはまず令和7年度前半の取り組み状況のご報告となる。6月に本常任委員会において、令和7年度前半の取り組みとして、市民向けのワークショップ、事業者向けのデモンストレーション・ヒアリング、また貝取・豊ヶ丘地域での技術実証を予定している旨ご説明をしていた。

まず9ページ目をご覧願う。6月に諏訪地区市民ホールと豊ヶ丘地区市民ホールにて市民向けのワークショップを開催し、合計17名の方にご参加いただいた。

10ページ目をご覧願う。ワークショップでは、外出先やその手段、また移動等における課題を市民の方からお伺いしている。例えば移動の手段としては徒歩やバス、自転車が利用されており、行き先としては、日常的なところでの行き先としては診療所や歯科、郵便局、銀行、地域の施設などが挙げられたほか、行けるならば駅近くまで行きたいといった声があったところである。また、下の課題であるが、費用面としてバスやタクシーといった他の移動手段における費用との比較の観点からのご意見、また情報については、今施設に足を運んで入手しているので、施設に行け

なくなると入手ができないといった声もあったところである。

続いて、11ページをご覧願う。こちらは7月に実施した事業者向けのデモンストレーションやヒアリングでいただいたご意見などをまとめたものとなっている。パーソナルモビリティや自動運転モビリティの部分については、1の想定される利用対象者・場面、2の解消することができる課題に記載があるように、モビリティの利用によって自分の都合で外出がしやすくなるといったご意見があった。また、3や4の部分の記載にあるように、サービスの提供に当たって事業者の協力が得られる可能性、都度払いなどで事業者が利用するといった可能性が見られたところになる。一方で、5の利用上の懸念事項・課題に挙げられているように、利用料に対する懸念、利用調整がなかなか難しいのではないかといった声、また右下車両について乗り心地、利便性という部分があるが、乗降に不安のある高齢者もいるといったご意見をいただいたところである。

一番下の部分、声かけロボットについては、好意的なご意見を多くいただきつつ、同様に料金等に対する声といったところがあったところである。

続いて12ページをご覧願う。8月には、走行技術などの検証のため貝取・豊ヶ丘地域での技術実証を行った。スロープや根上がりのある箇所を含め、遊歩道を一般歩道団地内の歩道の全てのルートで問題なく安全に走行できることが確認された。また、午前中は一般の方の試乗もを行い、13名の方にモビリティに試乗いただき、サービスに対するご意見をいただいたところである。

13ページからは、こうした令和7年度前半の取り組みを踏まえた年度後半の取り組み予定となっている。

14ページをご覧願う。本年秋にサービス実証として、市民の方5名程度にご協力をいただき、また地域団体等と連携し、声かけロボットによる情報発信、モビリティでの自宅から目的地までの移動、また必要な方については排尿支援サービスという、一連のサービスを実施する取り組みを行いたいと考えている。具体的には、実施時期の部分にあるように、貝取・豊ヶ丘地域において、10月中下旬の10日間で実施を検討している。詳細な日程は調整中であるが、現時点では10月14日火曜日から23日木曜日の10日間を想定しているところである。サービス実証による運用上の課題を明らかにしつつ、これらのサービスによる外出促進の効果を確認していきたいところである。

続いて、15ページをご覧願う。本外出支援サービスの狙いであるが、人とのつながりによる地域コミュニティづく

りということで、買物や地域活動へ外出していただくといったことのほか、車両がオープンエアでゆっくり進むといった特徴があるので、移動中にも地域の方とコミュニケーションを取ってつながりが感じられるかを検証していくと考えている。また、ワークショップでは駅近くまで行きたいといった声もあったところである。

②にるように、バスとの接続により、駅周辺まで買収しやすくすることを目指していくところである。

最後、16ページをご覧願う。今回のサービス実証における走行場所のイメージをお示ししたものになっている。

商店街周辺の500メートル程度の距離にご自宅がある方にご協力をいただき、まずロボットをご自宅に貸し出しをして、ご自宅で声かけロボットによって、お出かけ情報、地域の情報を得ていただく。また、自動走行モビリティを電話で予約していただき、ご自宅までモビリティが迎えに行き、その送迎サービスを利用いただき、目的地までお出かけいただくといったような、また、必要な方には排尿支援サービスを貸し出しするといった形になっている。モビリティの目的地としては、商店街エリアを想定しており、先ほどもあったとおりバスロータリーとの接続といったことで、バスでの駅前エリアへの外出も支援したいところである。

今回のサービス実証は、まず貝取・豊ヶ丘地域で実施ということで調整検討しているところであるが、11月中旬以降、これまで同様に技術実証やワークショップを行ってきた永山エリアでも実施を検討していきたいということで現在検討している。説明は以上となる。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

9番、高齢者スマートフォン購入費助成事業の実施について、市側の説明を求める。

○五味田高齢支援課長 協議会の資料9番をご覧願う。高齢者スマートフォン購入費助成事業の実施についてである。

まず、この事業の目的であるが、民間だけでなく行政サービスのデジタル化も急速に進んでいる中、高齢者のスマートフォンの所有率がほかの年代よりも低いところから、デジタルディバイドの拡大が懸念されている。そのような中、令和7年度からスマートフォンを持たない高齢者への後押しを目的とした東京都による高齢者のデジタルディバイド解消に向けたスマートフォン活用支援事業が開始され、この事業を活用し、スマートフォンの購入費助成と、デジ

タルサービスの利用促進に向けた取り組みを実施することで、高齢者のデジタルディバイド解消とQOLの向上を目指している。また、10月1日から開始する多摩市健幸ポイント事業の利用促進を図ることで高齢者の健康意識の向上及びフレイル予防を推進することを目指している。また、この事業は9月議会において補正予算審議の結果を受けて決するものである。

2、実施時期については、本年11月1日から翌年2月27日までを予定しており、予算上限に達し次第終了を予定している。窓口は高齢者支援課と市内の協力事業所である。対象者は、令和7年度末で65歳以上になることかつ多摩市民であることかつ自ら使用する目的で東京都公式アプリやマイナンバーカード読み取りに対応するスマートフォンを初めて購入する方としている。対象になるかどうかであるが、まず全く初めてスマホを買う方、それからガラケーからスマホへの機種変更の方が対象になり、そのほかスマホからスマホへの機種変更であるが、OSが基準より低い方、マイナンバーカードを読み取る機能がない方も対象にしたいと考えている。所得の要件や滞納の要件はなしと考えている。要件であるが、市内の9店舗で購入することとしている。

次のページであるが、自ら使用する目的で、東京都公式アプリに対応し、マイナンバーカードを読み取る機能を有するスマートフォンを初めて購入する方、購入店でスマホ教室や個別相談など基本的な操作を受講すること。購入するスマートフォンに東京都公式アプリ、東京都のLINE公式アカウント、多摩市の健幸ポイントアプリをインストールすることとしている。助成対象経費であるが6つあり、1つ目がスマホ本体の購入費、2つ目が充電器、3つ目が契約事務手数料、4つ目がアカウント設定費、5つ目がデータ移行料、6つ目が店頭サポート費としている。助成金額が1人上限額3万円税込みである。助成金の予算額全体では960万円、320人を想定している。支給方法であるが、本人に対する助成金の振り込み償還払いである。申込み方法はLOGOフォームで行いたいと考えている。周知方法はたま広報の10月20日号で、11月20日号は今調整中である。あとチラシ・ポスターを検討している。説明は以上になる。

**○きりき委員長** 市側の説明は終わった。質疑はあるか。本間委員。

**○本間委員** 一つ質問であるが、補正予算でも教えていたいたが聞き切れなかった部分であるが、対象事業者店舗（9店舗）で購入するということで、そこで機種はどのように勧められるのか。あと毎月の契約内容で高いものを勧

められてしまったり、必要ないようなものまで毎月の支払いに入れられたり、電話をどのぐらい使うのか等いろいろなコースがあると思うが、そういったものをたくさん勧められ過ぎたりする心配があるかと思ったが、その辺どのように勧めていただけるのかを教えてほしい。

**○五味田高齢支援課長** そのあたりについては、事業者9店舗とそれぞれ打ち合せをしており、無理な契約のないようにということと、使い切れないような機能を無理やり押しつけることのないようにということはよく打合せをしているところである。

**○本間委員** 無理やりということはないと思うが、結局お勧めされると高齢者の方は「はい」と言ってしまう傾向にあるかと思うので、その辺ぜひ注意していただければと思う。

あともう一つ、それをずっと使っているうちにいろいろメール等危険なものが送られてきたりすることがあると思うが、そういったものにだまされてしまうことが非常に心配だと思うが、その辺はどのように考えておられるのか。

**○五味田高齢支援課長** 確かにスマートフォンを持つことで詐欺被害が心配されるところであるが、そのあたりについては、この申し込みをするときに警視庁から出ている啓発のチラシがあるので、一緒に説明していただけるように事業者と今調整しているところである。

**○本間委員** 購入するに当たってその辺がご本人も非常に心配だと思うし、そういう心配があるから今まで持っていないということもあるかと思うので、その辺安心して使ってもらえるようにしていただければと思う。

**○きりき委員長** 橋本委員。

**○橋本委員** 直接聞かれたのであるが、3万円でスマホは自分の持ち出しなしで買えるものなのか。

**○五味田高齢支援課長** 確かにスマートフォンもいろいろな種類があるが、事業所に聞くと安いものであれば3万円の範囲で買えるものもあると聞いているので、そこはよく相談して買っていただきたいと思っている。事業所ともその辺はよく調整したいと思う。

**○橋本委員** それから、高齢者の独り暮らしでお金のことは非常に3万円を気にしているという方は生活保護を受けているが、これは3万円をもらったからといって特に対象にはならないと思うが、その後のかかる経費について生活保護の中でもきちんとフォローできるのかどうかを気にされていて、今は黒電話しかないわけであるが、そこに踏み切って大丈夫かという質問を受けたが、その辺は大丈夫なのか。

○伊藤健康福祉部長 生活保護ということでは、いわゆる2類ということで生活費全般、光熱費等も含まれているところである。ご質問いただいたスマホについては、そこで使われる金額が多くはなると思うが、それに応じて生活保護費が基準額以上に上がるということはない。計画的に使っていただくような形でケースワーカーと相談していただくしか方法はないと考えている。

○橋本委員 生活保護の方がそこまで心配していく今まで持てない、だが情報も伝わってこないから欲しいが、結局今までよりもそこにかけるお金が上がってしまうのではないかということで、今でも食べ物を節約している生活の中で心配の声があったので、とりあえずそういうことを思つておられる方もいるということをぜひ9店舗の対応する方にもまず伝えていただいて、それ以上のご相談は、生活福祉といったところで細かいことは相談してくださいというようなアドバイスもぜひお願ひする。

○きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

10番、特別養護老人ホーム「和光園」の移転建て替えについて、市側の説明を求める。

○五味田高齢支援課長 協議会10番の資料をご覧願う。特別養護老人ホーム和光園の移転建て替えについてである。

まず計画内容であるが、この和光園は1965年に従来型特別養護老人ホームとして運営されていたが、建物設備の老朽化が進んでいることから建て替えが実施される。施設の種別であるが、特別養護老人ホームユニット型になり、定員240名の予定である。現在130床であるので、増床になる予定である。それから、併設でショートステイを予定している。また、併設施設であるが、西部地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、防災拠点型地域交流スペースとなる。建設計画であるが、地上5階建てで、1階に特養の事務室、法人本部、居宅介護事業所、西部地域包括支援センター、防災拠点型地域交流スペースの予定である。2階～5階は特別養護老人ホームの居室となる。

今後のスケジュールであるが、今年10月から11月にかけて住民説明会を予定している。令和8年10月から工事に入り、1年半ぐらいかけて令和10年5月に開設予定となっている。

資料2は建設予定図となっており、現在ある和光園の場所から赤い点線のところに新和光園が移る予定になってしま

る。

下の地図であるが、防災のレッドゾーンとイエローゾーンを示している。赤い点線のところが新建物の予定である。イエローゾーンに重なっているところについてであるが、設計業者からは掘り出した山側にコンクリート壁を建てて山を受け止める構造を予定しているということで、まだ解体が終わっていないのではっきりはしていないが、掘り出しの状況等によってはコンクリート壁の高さを高くするなどの検討をしていきたいということである。社会福祉法人大和会からは、イエローゾーンに該当しているため計画敷地内に斜面があつて土砂崩れのリスクがあることは拭えないが、そのリスクを十分に考慮し、土砂災害・水害に対する避難訓練を日常的に行い、職員の意識を高め、入居者及び職員の安全確保に努めることを実施すると聞いている。説明は以上である。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。本間委員。

○本間委員 こちらに併設されている地域包括センターはどうようになるのか。

○五味田高齢支援課長 新しい和光園の中に入る予定である。

○本間委員 では、その併設施設は全部、新設になったところに同じように入る予定になっているのか。

○五味田高齢支援課長 1階部分に地域包括支援センターが移る予定にしている。

○伊藤健康福祉部長 今の説明のところは、先ほどの1枚目の資料を見ていただいて、計画内容の中の併設施設ということで、今お話しした西部地域包括支援センター、居宅介護支援事業所（ケアマネの事業所）、訪問介護事業所、あと地域の方々向けに防災拠点型地域交流スペースなども設ける予定にしている。それぞれの施設が何階に入るかというのは、その下のところ、おおむね1階に法人本部や地域包括支援センター等が入り、2階～5階についてはユニット型で利用者が専用で使っていただける、こうしたイメージを持っているところである。

○本間委員 結局イエローゾーンがかかっているということで、1階や2階が一番危険かと思つたりするが、包括支援センターがそういったところに当たっているということ自体はどのように考えればよいのか。

○五味田高齢支援課長 先ほど最後にご説明をしたが、設計事業者も、イエローゾーンになっているところについては山側にコンクリート壁を立てて山を受け止めるような構造で、その辺は十分検討していきたいと言われていた。

○本間委員 そうすると、それによってイエローゾーンのような危険はないと考えているのか。

○五味田高齢支援課長 危険がゼロではないのでイエローゾーンになっているかと思うが、そこがいざ大雨になって土砂崩れの心配があっても崩れてこないようにということでコンクリート壁を高くすることも検討していると聞いています。

○きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

11番、令和6年度 多摩市における障がい者就労施設等からの物品等の調達実績について、市側の説明を求める。

○平松障害福祉課長 国の障害者優先調達推進法に基づく令和6年度の障がい者就労施設等からの物品等の調達実績についてご報告をさせていただく。資料をご覧願う。

資料に数字を記載させていただいているが、物品は29件の293万8,113円で、昨年度に比べ件数が上がっているのは、シティセールスの際の手土産の菓子折りの発注が多かったことと、金額については長寿をともに祝う会などの物品の作成がなかったことで下がったところである。役務・業務委託については、令和6年度の実績は20件の1,465万5,804円となっている。こちらは件数・金額ともに増加している形になるが、災害対策物品、毛布等のクリーニングがあった部分が影響しているかと考えている。引き続き府内からは新規事業や今やっている事業でこのようなものができないかという話をさせていただいているところである。学校交換便業務やトイレ清掃等も継続していただいているほか、令和6年度だと高齢支援課からチラシの配布の発注をいただいが、こうした単年度事業についても相談していただきながら対応しているところである。また、こちらの趣旨からは少し外れることになってしまうが、民間企業からの発注も障害福祉課でマッチングさせていただいており、例えば朝顔市の値札の作成、市民文化祭のチラシ配布について関係団体からお話をさせていただいて発注につなげることもできているところである。イベント等への出店も市内中心にマッチング等をさせていただいており、引き続き府内はもちろんのこと、民間企業からの引き合いに対してのマッチングについても工夫しながら進めていきたいと考えている。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

12番、多摩市立諒訪複合教育施設内における学びの多様化学校及び発達支援センターの一体整備について、市側の説明を求める。

○野原教育協働担当課長 資料は12番をご覧願う。多摩市立諒訪複合教育施設内における学びの多様化学校及び発達支援センターの一体整備についてであるが、最初に、この一体整備については3月議会で予算の承認をいただく前であるので、あくまでも予定ということで説明をさせていただく。

では、資料の2ページ目をご覧願う。場所は多摩市諒訪複合教育施設になる。教育センターと呼ばれているので、これから教育センターと呼んで説明をさせていただく。

絵に描いてある3階、諒訪中学校を本校とする「学びの多様化学校（中学・分教室）」を開設予定、あと1階、ひまわり教室の部分を指定変更して「発達支援センター」として開設予定となっている。

この一体整備の考え方であるが、上に文章があるが、発達支援及び不登校対策をより一層強化し、福祉と教育が一体で切れ目ない相談及び支援の実施を図るということで、こちらに絵を描いている。教育センターでの相談は初回福祉と教育で垣根なく対応しているところに特徴があり、様々な専門スタッフによる切れ目ない相談が行われているところである。この相談をもとに、3つの柱の支援があり、1つ目が発達支援（福祉）になる。こちら発達相談や巡回相談をしながらひまわり教室の運営等を実施している。今回これを発達支援センター化することと、2番目の柱になるが、不登校対策である。教育相談やスクールソーシャルワーカーの訪問などによる相談をベースにしながら、「ゆうかり」や多摩市仮想空間「フレキシスクール」の運営をし、今回それに学びの多様化学校をプラスするところである。これが一体整備による強化で、いずれも令和9年4月に開設予定である。

3つ目、特別支援教育の説明をさせていただくが、こちらは学校に既にある特別支援学級や教室、きこえと言葉の教室に関連しての就学・転学相談といったところがあるところである。

4ページ目をご覧願う。きこえの教室の整備後と整備前ということで書いてあるが、きこえの教室はもう既に北諒訪小学校へ移転済みである。

改修工事のポイントを1点だけ。利用者への配慮、工事等の影響を最小限にするためということで令和8年8月に短期に集中して改修工事を実施したいと考えている。

5ページ目、工事による影響を少し書かせていただいた

が、絵でいくと左側から工事車両が入ってくる。ひまわり教室の工事も1回行われるが、右に書いてあるが東部包括支援センターやいきいき元気塾、諏訪南学童クラブは工事の動線の影響がなく、事業の運営は可能と考えている。ただ、代替施設を検討している相談系、あとひまわり教室やゆうかり教室もあるので、ここはしっかりと事前に周知を含めて実施していきたいと考えている。

6ページ目が、工事までのスケジュールになる。「現在」と書いてあるが、常任委員会で報告をさせていただき、10月から市民向け・住民向けの説明を開始したいと考えている。先ほど冒頭で申し上げたように、令和8年3月議会で予算の承認をいただければと考えている。

7ページ目がレイアウトになるが、これは学びの多様化学校、3階のレイアウトである。1階に専用の入り口を設けている。動線を確保するということで、ほかの利用者の方と交わらないような配慮をしている。

8ページ目、こちらは発達支援センターであるが、こちらも1階の専用の入り口を設けさせていただき、動線を確保して一般の方と交わらないような配慮をしているところである。

9ページ目以降が、学びの多様化と発達支援センターのそれぞれ個別の説明になる。最初私から9ページ、学びの多様化の設置についてということで説明をさせていただきたいと思う。

10ページ目、不登校の児童・生徒数ということで、やはり全国的に非常に多いということで、令和2年に全国の調査で20万人だったが、令和5年には35万人になっているところである。市でも、右側の図にあるが増加傾向で、令和5年度小学校の出現率が約3%、中学校が約8.5%ということで、やはり中学校の対策の強化が急がれるところである。

2番目のところ、学びの多様化学校の設置検討があり、様々検討してきたが、下線にあるとおり、学校の設置基準の適用がなく、工事も少ない分教室の設置ということでより早期に開設し、スピード感を持って一人ひとりに寄り添った支援を拡充していきたいというところである。

11ページ目が、諏訪中学校を本校とするところでの設置の理由が書いているが、文部科学省の設置基準で開校している中学校内に学びの多様化学校は設置できないので、廃校や公共施設などに設置する必要があったところである。今回は教育センター3階ということである。これにより、真ん中中段あたりにあるが、ゆうかり教室に通う子どもにとっては慣れている施設内に学びの多様化学校が設置され

るということで、確実に選択肢の拡大につながるのではないかと考えている。それから、本校である諏訪中学校と教育センターは非常に近い距離であるので相互に連携がよいことも理由の一つである。

(2)学びの多様化学校とあたごS p a c eの位置づけであるが、中学生にとっては校内別室やゆうかり教室に通いながら学びの多様化学校かあたごS p a c eに通いたいというようなことがあれば在学中にそれを検討できるというところである。ただ、必ず体験入教をしていただいてからと考えている。小学生は、校内別室やゆうかり教室があるが、入教を検討いただくのは、やはり卒業時になるといったところが、小学生と中学生で少し違うところである。

12ページは、ゆうかり教室とあたごS p a c eと学びの多様化学校の違いを掲載させていただいている。ゆうかり教室は市立の小学生も通えて中学生ももちろん通えるところであるが、下線を引いているが在籍校に在籍したまま通室が可能であるというのが一つ大きな特徴かと考えている。あたごS p a c eと学びの多様化学校は、東京都と文部科学省ということで所管が違うのと、あと学校内にあるあたごS p a c eか、学校外の施設にある中学校の分教室かに大きな違いがあるところである。

13ページは、今多摩市で実施している不登校の対策になるが、いろいろなものを加えて、これらを総合的に実施していくところになっている。決して学びの多様化学校をやるので何かをやめるということではなく、それぞれ社会教育も含めた、ひのたまU L T L Aというのが社会教育であるが、こういったものを総合的に実施していくということで考えている。あたごS p a c eのことは下に記載してあるが、ここら辺の補足を最後にする。生徒数が令和6年度18名、令和7年7月現在では26名にふえている状況である。あたごS p a c eは、令和7年から4年間文部科学省の研究開発学校の指定を受けているということで、研究開発も行っているところである。私からは以上である。

**○相良発達支援担当課長** 今、野原課長から説明があったが、一体的整備については発達支援室が同じ場所にあるので発達支援センターの設置に変更になることのご説明をさせていただきたいと思う。

まず15ページをご覧願う。発達に関しては、これまで、市庁内の検討構築委員会において協議を行い、課題の整理などを行ってきた。新たな課題として、早期の相談の必要性や保育園や学童などにおける対応の迷い、また医療機関が少ないとことでの待機児の不安、学校や卒業後の社会資源の少なさなどの課題が整理してきた。こうした中、

諏訪の複合施設内で発達支援室をセンター化し、充実させて行いたいと思う。方向としては3つ掲げており、一人ひとりのニーズに応じた専門性と相談の提供をする体制づくり、成長に沿って切れ目なく必要な支援を行う重層的な支援体制の構築、身近な地域で安心して育つ、成長することができる地域づくりとしている。

次のページをご覧願う。16ページになる。こちらは現在発達支援室で行っている事業になる。本人支援や保護者支援、地域支援といった形で発達のお子様に対する相談や普及啓発、地域への相談を行っている。

次のページをご覧願う。17ページになる。これらの事業については、国の方針として平成17年の発達障害者支援法の施行から始まっている。現在令和6年度の改正児童福祉法の施行に基づいて各市、児童発達支援センターの拠点が中核的役割を担うことが明確化された。多摩市においても、第7期多摩市障害福祉計画・第3期多摩障害児福祉計画において、児童発達支援センターを中心とした重層的な発達支援体制の構築を目指すこととしている。

次のページをご覧願う。具体的な内容について少し説明させていただきたいと思う。先ほどの3つの柱に沿って新たに行う事業になる。まず一番左であるが、個々のニーズに対応した専門領域を提供するというところについては、ひまわり教室への午後クラス、専門相談、また配食を通じた食育、感覚統合を用いた療育など、療育の充実を図っていく。また、真ん中の切れ目なく行う重層的な支援については、自立支援協議会の子ども部会や諏訪教育複合施設内の連携強化である。この自立支援協議会については、協議会自体にまだご相談をしていないところではあるが、そのような予定で考えていきたいと思っている。

また、地域で安心して育つ・成長するというところについても、地域のいろいろなイベントなどに参画できる機会を設け、子どもたちが地域で成長できる機会を設けていくと考えている。

次のページについては、具体的な数字や変更点になるので簡単にご説明するが、療育の充実については、定員の中から午後クラス専門相談を充実していく。感覚統合や食育については、配食を提供することが児童発達支援センターでは必須になっているので、内閣府の特別区申請を行い、配膳室を設けて配食を提供する予定になっている。内閣府の特別区申請を受けるので、その基準に基づき栄養管理やエネルギー対応を行っていきたいと考えている。

次のページについても、先ほどと同じ説明になるが、自立支援協議会や諏訪複合教育施設での連携ということで

ある。

3つ目であるが、さらに今後地域で子どもたちが居場所を持つ、もしくはその地域でのイベントへの参加を通じて子どもたちが成長できる機会を設けていきたいと考えている。今年度ランタンフェスや児童館のトムハウスまつりに参加してカードゲームや遊びを通じたつながりを持っていく。こうした機会を通じてさらに地域での支え合いを広げていきたいと考えている。

最後のスライドであるが、これまで諏訪複合教育施設内でも連携を図ってきたが、さらに児童発達支援センターを充実していくことで、卒業後成人期まで子どもや若者の発達支援の拠点に向けて取り組んでいきたいと考えている。説明は以上である。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。中島委員。

○中島委員 発達支援センターのことについてお伺いしたいが、午後クラスが新設されるということで、今まで一日クラスで午後まであったと思うが、午後クラスに通うお子さんというのは午後だけ来るのか。

○相良発達支援担当課長 こちらの午後クラスについては、保育園や幼稚園に通つておられる方で一日クラスではない方のニーズである。一日クラスのニーズもあれば午後だけ通いたい、また専門相談だけ受けたいというニーズにお応えするためのクラスになる。

○中島委員 すごくよいたと思った。私の周りにも、幼稚園や保育園に通つていると、療育の部分でなかなか時間が取れなくて不安に思っているという方がおられたので、すごくよい取り組みになるのではないかと期待している。あと療育に関しては、多摩市だと今まで島田療育センターで受けられていたお子さんたちが、今度は発達支援センターに来て常駐しているOTやPTの方に指導していただけるような形になるのか。

○相良発達支援担当課長 島田療育センターも児童発達支援センターの指定を受けているので、島田療育センターが主治医の方は島田療育センターで継続する、島田療育センターをまだ受診していない、もう少し相談のレベルで通いたいというお子様についてはこちらが優先になるものと考えている。

○中島委員 もう一つお聞きしたいが、配食の提供を行うとあるが、これは皆が一緒に給食を食べるような形になるのか。

○相良発達支援担当課長 児童発達支援センターは本来調理室の設置が必要であるが、今の状況だと調理室の設置は

難しい。調理室のない場合は配膳室となっており、お弁当には温度管理等の基準があるが、そういうものは一回配膳室で温め、衛生管理をしっかりした上で子ども用のプレートに配膳を分けて、それを療育の先生たちが子どもたちに配食して食事提供するということで考えている。

○中島委員 今までお弁当だったものが、お弁当がなくなるのか、それともどちらか選べることになるのか。

○相良発達支援担当課長 今回療育の中に食育を含めるというところを重点に置いており、大人になってから食事の偏食や食べ物へのこだわりで非常に難しいということをひまわり教室でも課題にしていたので、その療育の中で食育も含めてやるということを考えている。一応療育の一つとしての食育というところで、選ぶというよりもどちらかというと保護者たちと一緒に食事について考えながら食事を提供していくことを考えている。

○きりき委員長 本間委員。

○本間委員 まず学びの多様化学校についてであるが、運動の確保についてお伺いしたい。5ページのところに、運動場と右側に「体育館」と書いてあるが、この体育館は使えないかと思うがその辺のこと、あと7ページの3階部分、多目的スペース（体育館）とあるが、どの程度の運動ができるようになっているのか。

○野原教育協働担当課長 最初に5ページ目の運動場と体育館であるが、この体育館は今現在使うことができないということで、こちらの体育館は使用しないことになる。運動場に関しては、小さいがあるので、こちらは活用していくと考えている。先ほどご指摘いただいた7ページ目の多目的スペース（体育館）であるが、やはりスペースは限られているので体育館的に使っていく。ただ、どうしても運動場も多目的スペースも規模としては小さいので、場合によっては本校の中学校や周辺の公共施設を今後使用することも検討していきたいと考えている。

○本間委員 そうすると、諏訪中学校の体育館や運動場を使わせていただくことができるのか。

○野原教育協働担当課長 教育課程の編成をこれから行うので、その中で検討していくことにはなるが、本校が諏訪中学校であるので、諏訪中学校との調整は必要だと思うが、活用することはできると考えている。

○本間委員 運動だったらできるというお子さんもおられると思うし、しっかりと運動ができる体制を整えてスタートしていただきたいと思っている。

あともう一つ、通学のことであるが、通学は自転車を考えているようなことが12ページに書いてある。ペデストリ

アンデッキ利用と書いてあるので、ペデストリアンデッキがあるニュータウンのところだけ自転車を検討しているということなのか。あと、ゆうかり教室のときもそうだったと思うが、公共交通機関というと通学にバス代がかかる。結局毎日通うとなるとかなりの出費になるかと思うが、その辺はどのように考えているのかお伺いしたいと思う。

○野原教育協働担当課長 12ページの通学というところで、学びの多様化学校に関しては自転車検討ということで記載させていただいている。ただ、これは多摩市では初の試み・検討となるので、まずは子どもの安全面が最優先で今後検討していくが、幸いこちらは自転車歩行者専用道路いわゆるペデストリアンデッキに面しているところが多いので、今後、先ほど言わされたような多摩センターなどの遠方から来る場合に自転車が利用できないかを検討するところである。先ほど公共交通機関を活用する場合のお話もあつたが、今現在あたごS p a c e でも公共交通機関を利用して通ってくる生徒さんがおられるので、それと同じような考え方でいきたいと考えている。

○本間委員 結局毎日通うことを原則的に考えていると思うが、そうすると学割のバス代を保護者が負担することになるのか。

○野原教育協働担当課長 そういう形で今利用しているところである。

○本間委員 学割が利くのか。

○野原教育協働担当課長 はい。

○本間委員 既存地域からだとかなり遠いので歩いていくというのは不可能であるし、自転車がペデストリアンデッキだけとなると交通機関を使うしかないし、あたごS p a c e よりも遠くなってしまってバスを乗り継いでということになる生徒さんも多くなると思う。その辺を考慮していく必要があると考えるが、いかがか。

○野原教育協働担当課長 学校内のあたごS p a c e と今度学びの多様化学校（中学校分教室）ができることにより2校体制でいけるといったところでは、今まであたごS p a c e 1校しかない状況よりは、例えば近いところを選ぶという選択ができるかと考えている。ただ、ご意見をいただいたところを含めて、今後通学に関しては、自転車通学も含めて広域から来るという観点で検討していきたいと考えている。

○きりき委員長 橋本委員。

○橋本委員 今、本間委員からもあったが、公共交通機関を使う場合、学割にしても年間の交通費がかかる。せっかくよいことをして分教室ができるという形でも、この辺の

ところは、それぞれの家庭のご負担によっては諦めたりすることも出てくるかもしれないで、今までと同じ考え方であると言わいたら自己負担ということになると思うが、これはぜひ積極的に考えていただきたい。

それから、7ページの職員室のところの記載がよくわからないが、正規職員4名、そのほか非常勤教員や時間講師ということであるが、括弧書きで本校の校長、副校長、養護、事務も含むというのは、この本校というのは諒訪中の校長や副校長がここに来ることもあるという意味なのか、それともこの分教室専任の校長や副校長ができるということなのか、まずそのことを伺う。

○野原教育協働担当課長 7ページ目の職員室の職員の配置ということである。わかりづらくて申しわけなかった。こちらは校長先生、副校長先生、養護、事務さんは本校にしかいないので、こちらの分教室にその配置はないところである。したがって、近いので必要に応じて本校から校長先生、学校管理職がこちらに来るという意味である。

○橋本委員 保健室があり、体調が悪くなった際に使用するということであるが、今の発言をお聞きすると、そのときには当然諒訪中の養護教諭が兼ねていて、そこまで出張ってきて対応するということなのかを伺う。

○野原教育協働担当課長 そうである。養護教諭の配置が分教室にはないので、その状況にもよるとは思うが、こちらに来て対応することが考えられるところである。

○橋本委員 全体としては市の職員もいたりいろいろあるが、もとが不登校ということはかなりメンタルな部分を含有した子どもさんが集まっていることを考えたときに、保健室に何かあったときだけ来るという感じではなく、今後検討する中で、諒訪中の分教室としての養護教諭の職務という中で週に何単位かはきちんとそこの子どもさんの前に来て健診の後の指導も積極的にやっていただくという保障がないと、隣にあるからよいではないか的に考えられない質のものだと思うが、その辺について伺う。

○野原教育協働担当課長 きちんと説明を、特に一人ひとりに寄り添った支援ということで掲げている学びの多様化学校であるので、養護教諭から、その必要な部分はしっかりと対応できるような体制を整えたいと考えている。

○橋本委員 最後に、この分教室のことと発達支援センターのことを住民説明会等ではもしかしたら並列的にお話になるかもしれないと思うが、住民の方たちはその辺のところのすみ分けで頭の中がかなり混乱してしまうと思う。もともとは不登校という一つのことに対して分教室を考えられてきたのに対し、発達支援センターはもともと長い間

の歴史があってやってきたことであり、その辺をわかりやすく、住民の方にも理解していただけるような説明をぜひしていただきたいということを申し述べておく。

○きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終まる。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

---

午前11時37分再開

○きりき委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって健康福祉常任委員会を閉会する。

午前11時37分閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の  
規定によりここに署名する。

健康福祉常任委員長 きりき 優